

令和6年 第1回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集

議案説明資料

目 次

議案番号	件 名
1	北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画
2	令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
3	令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第3号）
4	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
5	令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算
6	令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

令和6年

第1回定例会

議案第1号

北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画

地方自治法第291条の7第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を別冊のとおり定める。

令和6年2月13日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画

目 的	<p>現行の北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画が、令和5年度をもって計画期間の満了を迎えることから、令和6年度を始期とする北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（以下「第4次広域計画」という。）を策定する。</p> <p>（根拠法令：地方自治法第291条の7第3項）</p>												
概 要	<p>1 第4次広域計画の構成</p> <p>第1 広域計画の趣旨</p> <p>第2 広域計画の期間及び改定</p> <p>第3 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題</p> <p>第4 広域連合の基本理念</p> <p>第5 施策の方針</p> <p>第6 広域連合及び市町村が行う事務</p> <p>2 第4次広域計画策定の経過</p> <table border="1"><thead><tr><th>月</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>9月</td><td><ul style="list-style-type: none">・事務局にて第4次広域計画（素案）を策定・素案を北海道に提示</td></tr><tr><td>10月</td><td><ul style="list-style-type: none">・素案を令和5年度第1回北海道後期高齢者医療広域連合市町村連絡調整会議に提示・素案を令和5年度第1回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会に提示</td></tr><tr><td>11月</td><td><ul style="list-style-type: none">・北海道、市町村及び北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会からの意見を踏まえて修正・修正した素案について住民意見募集を実施し、住民の方々から広く意見を募集（11月29日から12月28日までの1か月間）</td></tr><tr><td>1月</td><td><ul style="list-style-type: none">・住民意見募集結果を踏まえ、第4次広域計画（案）を策定・北海道、市町村及び北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会に対し、住民意見募集結果及び案について説明</td></tr><tr><td>2月</td><td><ul style="list-style-type: none">・北海道後期高齢者医療広域連合議会へ提案</td></tr></tbody></table>	月	内 容	9月	<ul style="list-style-type: none">・事務局にて第4次広域計画（素案）を策定・素案を北海道に提示	10月	<ul style="list-style-type: none">・素案を令和5年度第1回北海道後期高齢者医療広域連合市町村連絡調整会議に提示・素案を令和5年度第1回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会に提示	11月	<ul style="list-style-type: none">・北海道、市町村及び北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会からの意見を踏まえて修正・修正した素案について住民意見募集を実施し、住民の方々から広く意見を募集（11月29日から12月28日までの1か月間）	1月	<ul style="list-style-type: none">・住民意見募集結果を踏まえ、第4次広域計画（案）を策定・北海道、市町村及び北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会に対し、住民意見募集結果及び案について説明	2月	<ul style="list-style-type: none">・北海道後期高齢者医療広域連合議会へ提案
月	内 容												
9月	<ul style="list-style-type: none">・事務局にて第4次広域計画（素案）を策定・素案を北海道に提示												
10月	<ul style="list-style-type: none">・素案を令和5年度第1回北海道後期高齢者医療広域連合市町村連絡調整会議に提示・素案を令和5年度第1回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会に提示												
11月	<ul style="list-style-type: none">・北海道、市町村及び北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会からの意見を踏まえて修正・修正した素案について住民意見募集を実施し、住民の方々から広く意見を募集（11月29日から12月28日までの1か月間）												
1月	<ul style="list-style-type: none">・住民意見募集結果を踏まえ、第4次広域計画（案）を策定・北海道、市町村及び北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会に対し、住民意見募集結果及び案について説明												
2月	<ul style="list-style-type: none">・北海道後期高齢者医療広域連合議会へ提案												

北海道後期高齢者医療広域連合 第4次広域計画（案）（概要版）

◆ 広域計画の趣旨

広域計画とは、地方自治法第291条の7、北海道後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定により議会の議決を経て作成するもの。

北海道後期高齢者医療広域連合の基本理念や基本方針を踏まえ、広域連合と構成市町村は広域計画に基づき後期高齢者医療制度を安定かつ円滑に運営するため、相互に役割を担い連携を図りながら、本制度に係る事務を計画的に執行する。

◆ 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国と北海道が策定する「医療費適正化計画」と協調しながら計画を策定するため、令和6年度からの6年間とする。

なお、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うものとする。

◆ 広域連合の基本理念

広域連合は、『市町村と連携しながら、安定的かつ円滑な制度の運営に努める』という基本的考え方のもと、被保険者自ら健康づくりを促すために必要な支援を行い、後期高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く自立した日常生活を送るよう、5つの施策（次章参照）を重点事項として取り組むほか、広域計画の推進に当たっては、国及び北海道の「医療費適正化計画」との調和を図っていく。

◆ 施策の方針

【1 医療費適正化の推進】

- (1) レセプト点検による過誤請求の是正、第三者行為に係る求償事務、不正不当利得の返還処理の実施に努める。
- (2) 医療費通知の送付、利用差額通知の送付による後発医薬品の使用促進に努める。
- (3) 市町村広報誌等を活用した柔道整復・マッサージ等保険適用の施術に関する普及啓発に努める。
- (4) レセプト情報等を活用した重複・頻回受診者、重複投薬者に対する訪問指導等の連携を図る。
- (5) 市町村広報誌等を活用した後発医薬品の使用促進、適正受診に関する広報活動の実施に努める。

【2 高齢者保健事業の充実】

- (1) 広域連合は、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、健康課題の解決に向けて、成果指標等を設定し、計画全体の進捗を確認します。
- (2) 広域連合は、データ分析（疾病、医療費など）を行い、適切に活用します。
- (3) 広域連合は、市町村及び関係機関と、高齢者保健事業の効果的・効率的な取組のため、連携を強化し、国や北海道の動向や地域の事業内容等の情報収集に努め、市町村と情報共有を図ります。
- (4) 広域連合と市町村は、医療費分析の結果等を参考にしながら、健康診査事業や歯科健康診査事業等の効果的な実施に努めるとともに、被保険者の健康意識の向上のため、疾病予防等に関する啓発や健康教育の実施、健康情報等の提供に努めます。

【3 安定的な事業運営の推進】

- (1) 医療費の動向を注視し、支援制度を活用しながら健全な保険財政運営の維持に努める。
- (2) 法令に基づきおおむね2年を通じて財政の均衡を保つよう保険料率を定める。
- (3) 市町村間において整合性のとれた収納対策が実施されるよう市町村支援に努める。
- (4) 市町村は、被保険者間の負担の公平性が図られるよう、保険料の収納対策に努める。
- (5) 個人情報に関する保護規定やセキュリティポリシーに則り、適正な保護管理を行う。

【4 市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上】

- (1) 市町村からの職員派遣による事務執行体制を確保するため、緊密な連携を図る。
- (2) 電算処理システムの適正な運用及び管理を行い、円滑な住民サービスに努める。
- (3) 市町村連絡調整会議等を活用し、情報と課題を共有することで連携強化に努める。
- (4) 国保の保健事業・介護保険の地域支援事業との一体的な実施のため、連携に努める。
- (5) 個人番号の厳格な情報管理・セキュリティ対策を進める。

【5 住民への制度の周知】

広域連合と市町村は互いに連携・協力し、関係機関の理解と協力を得ながら、見易い広告物、ホームページ等の作成・提供を行うことで制度周知を図り、住民からの適切な相談対応を行うことで本制度を理解していただくことに努める。

◆ 広域連合及び市町村が行う事務

広域連合と市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める事務のうち、後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づき、事務を分担して行う（事務分担の詳細は素案に掲載の表を参照）。また、先述の事務のほか、制度運営に必要な事務については、広域連合と市町村が協議等のうえ、適切に分担していく。

北海道後期高齢者医療広域連合
第4次広域計画
(案)

令和6年(2024年)2月

北海道後期高齢者医療広域連合

はじめに

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を対象に、平成20年4月1日から創設されました。

本制度は、高齢者の医療費について現役世代を含む社会全体で支え合うための制度であり、その運営主体は財政の広域化及び安定化を図るため、都道府県ごとに設置される広域連合が担うことと定められております。

北海道においては、道内全179市町村で構成する北海道後期高齢者医療広域連合を平成19年3月1日に設立して以降、広域計画を同年11月に第1次、平成25年に第2次、平成30年に第3次と策定し、市町村と相互に協力し合いながら、適切な役割分担のもと本制度の安定かつ円滑な運営に努めてまいりました。

近年の制度のあり方については、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月に施行したことにより、「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することになりました。

令和3年6月には「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和4年10月から一部の被保険者に2割負担の医療費負担割合区分が導入されました。

令和5年6月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、令和6年12月以降、被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと一体化することとなっております。

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年以降も高齢者人口は増加し続け、現役世代の人口が減少していく中、医療給付額の更なる増加も見込まれます。

このような現状において、生活習慣病等の重症化予防やフレイル対策の重要性が高まっております。

この度策定しました第4次広域計画を基本方針として、被保険者の皆様が安心して医療を受け、住み慣れた地域でできる限り長く自立した日常生活が送れるように、医療保険者として本制度の安定かつ円滑な運営を引き続き果たしていく所存です。

令和6年2月

北海道後期高齢者医療広域連合長 原田 裕

目 次

第 1	広域計画の趣旨	1
第 2	広域計画の期間及び改定	1
第 3	高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題	1
1	被保険者の状況	1
2	医療費の状況	3
3	保険料の状況	4
4	高齢者保健事業の状況	6
5	医療保険者としての課題	9
第 4	広域連合の基本理念	10
第 5	施策の方針	10
1	医療費適正化の推進	10
2	高齢者保健事業の充実	11
3	安定的な事業運営の推進	11
4	市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上	12
5	住民への制度の周知	12
第 6	広域連合及び市町村が行う事務	12
	<資料編>	15
○	高齢者人口の推移	16
○	後期高齢者医療費等の状況	17
○	地方自治法第 291 条の 7	18
○	北海道後期高齢者医療広域連合規約	19

第1 広域計画の趣旨

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7や北海道後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定により議会の議決を経て作成するものです。

広域計画は北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の基本理念や基本方針を踏まえ、広域連合と構成市町村は広域計画に基づき後期高齢者医療制度（以下「本制度」という。）を安定かつ円滑に運営するため、相互に役割を担い連携を図りながら、本制度に係る事務を計画的に執行します。

第2 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）に基づき、国と北海道が策定する「医療費適正化計画」と協調しながら計画を策定するため、令和6年度からの6年間とします。

なお、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。

第3 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題

1 被保険者の状況

我が国の人口は、本制度が施行された平成20年（2008年）の1億2,808万人から減少傾向となっていますが、被保険者^(注1)のうち75歳以上（加入者の96.5%）における令和2年（2020年）の人口は、1,824万9千人（人口比14.8%）で、平成27年（2015年）からの5年間で212万3千人（人口比2.1%）増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年（2023年）に公表した人口の将来推計によると、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が全て75歳以上となる令和7年（2025年）には、75歳以上の人口は約2,200万人になることが見込まれ、更には令和37年（2055年）に約2,625万人となるまで75歳以上の人口増加が見込まれています。

北海道の人口は全国よりも早く、平成10年（1998年）の569万人から減少

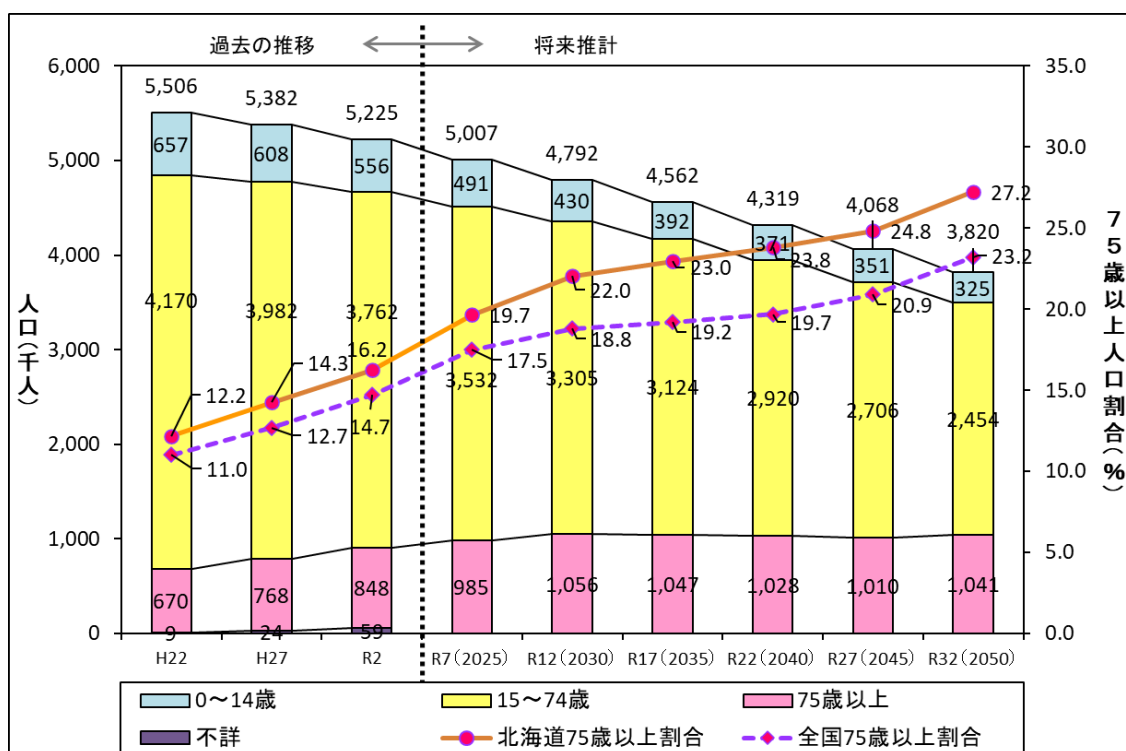
傾向となっていますが、令和2年（2020年）の75歳以上人口は84万8千人（人口比16.4%）で、平成27年（2015年）からの5年間で約8万人（人口比1.9%）増加しています。総人口に占める割合は全国平均よりも高く、団塊の世代は令和4年（2022年）から3年間で約25万人が本制度に加入することが見込まれており、高齢化の傾向が続いています。

被保険者数が増加する一方、本制度を支える20～64歳の現役世代は人口・人口比ともに減少する傾向が続いていくと見込まれています。

被保険者^{（注1）}のうち65歳以上75歳未満の者で一定の障がいの状態にある被保険者は、加入者の3.5%を占めていて、全国平均の1.6%を1.9ポイント上回っており、全国3位の高さの加入率となっています。

注1 被保険者：法第50条により「75歳以上の者」、「65歳以上75歳未満の者で一定の障がいの状態にあると後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの」と規定されています。

図1. 北海道の人口の推移と将来推計における75歳以上人口割合



※ 棒グラフ上部の数字は総人口

- 人口：「国勢調査（総務省）統計表」（令和2年まで）、「日本の将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」（令和7年から）
- 75歳以上人口割合：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

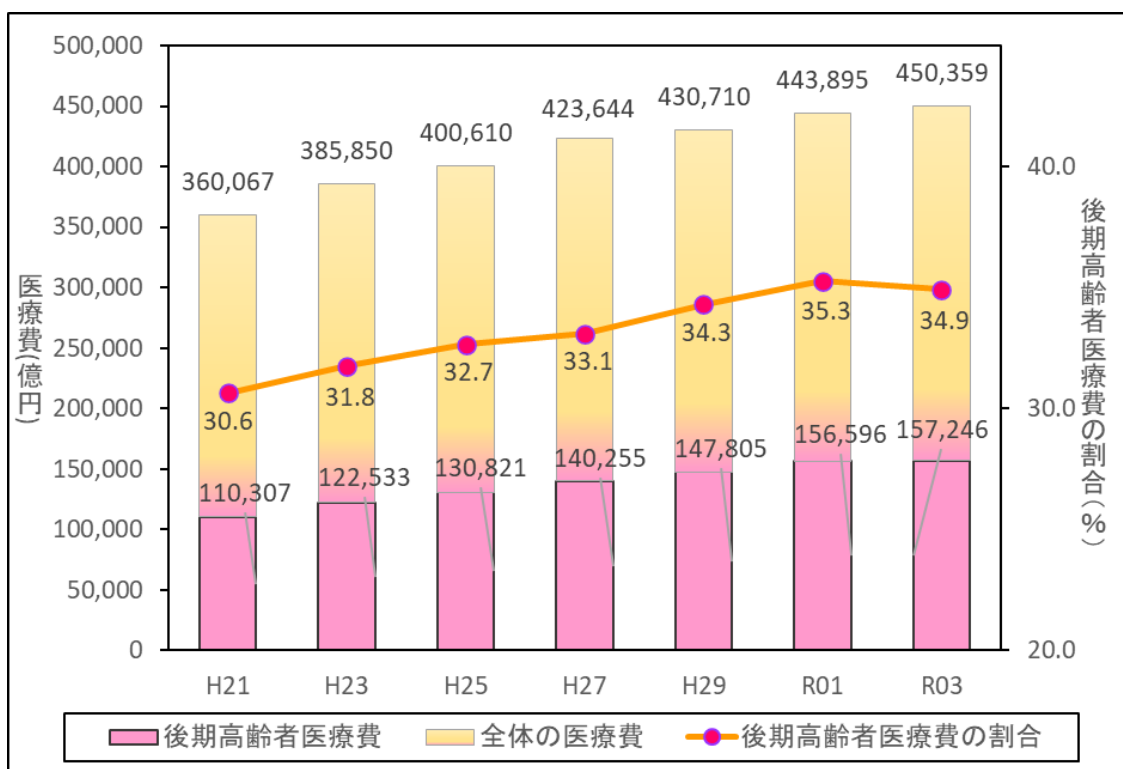
2 医療費の状況

国民医療費は人口の高齢化や医療の高度化等に伴い年々増加しており、厚生労働省が公表した数値によると、本制度が施行された翌年の平成 21 年度（2009 年度）の国民医療費の総額は 36.0 兆円でしたが、令和元年度（2019 年度）の国民医療費の総額は 44.4 兆円と増加しており、そのうち後期高齢者医療費は 15.7 兆円で全体の 35.3%を占めています。

本制度に係る北海道の医療費は、平成 21 年度（2009 年度）には 6,809 億円でしたが、令和元年度（2019 年度）は 9,111 億円となり、10 年間で約 2,300 億円増加しています。また、一人当たり医療費は 110 万 2 千円（全国 95 万 4 千円）で、全国 5 位の高さとなっています。

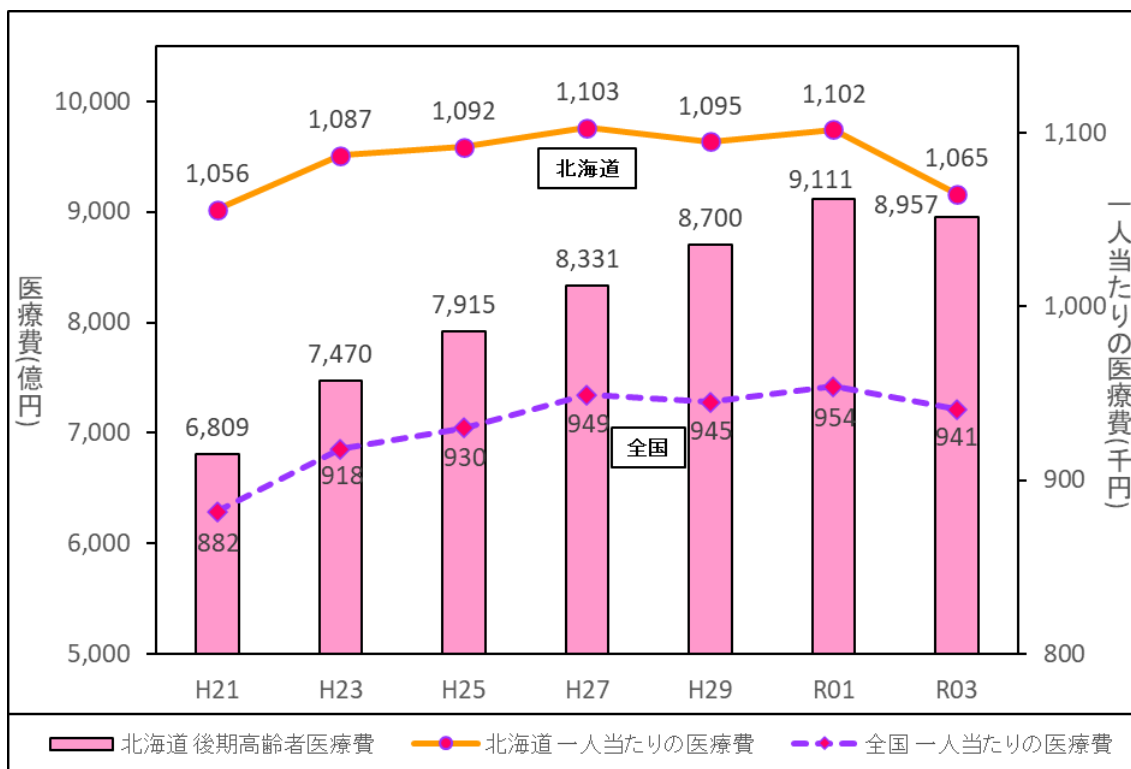
被保険者の増加及び医療の高度化などに伴い、今後も医療費は増加することが見込まれています。

図 2. 国民医療費の推移



○ 国民医療費：「国民医療費（厚生労働省）」結果の概要 統計表

図3. 北海道の後期高齢者医療費と一人当たりの医療費



○ 医療費：「後期高齢者医療事業状況報告（年報）（厚生労働省）」

3 保険料の状況

令和4・5年度（2022・2023年度）の保険料率^(注2)は、「均等割額」が5万1,892円、「所得割率」が10.98%で、令和2・3年度（2020・2021年度）と比べると「均等割額」が156円下がり、「所得割率」は同率としていますが、北海道は一人当たり医療費が全国5位〔令和元年度（2019年度）〕と高いことから、全国平均（均等割額4万7,777円、所得割率9.34%）と比べると「均等割額」、「所得割率」ともに高い水準となっています。

保険料の収納率は平成27年度（2015年度）以降毎年上昇し続け、令和2年度（2020年度）は99.58%（現年度分）で、全国平均の99.53%を0.05ポイント上回っています。

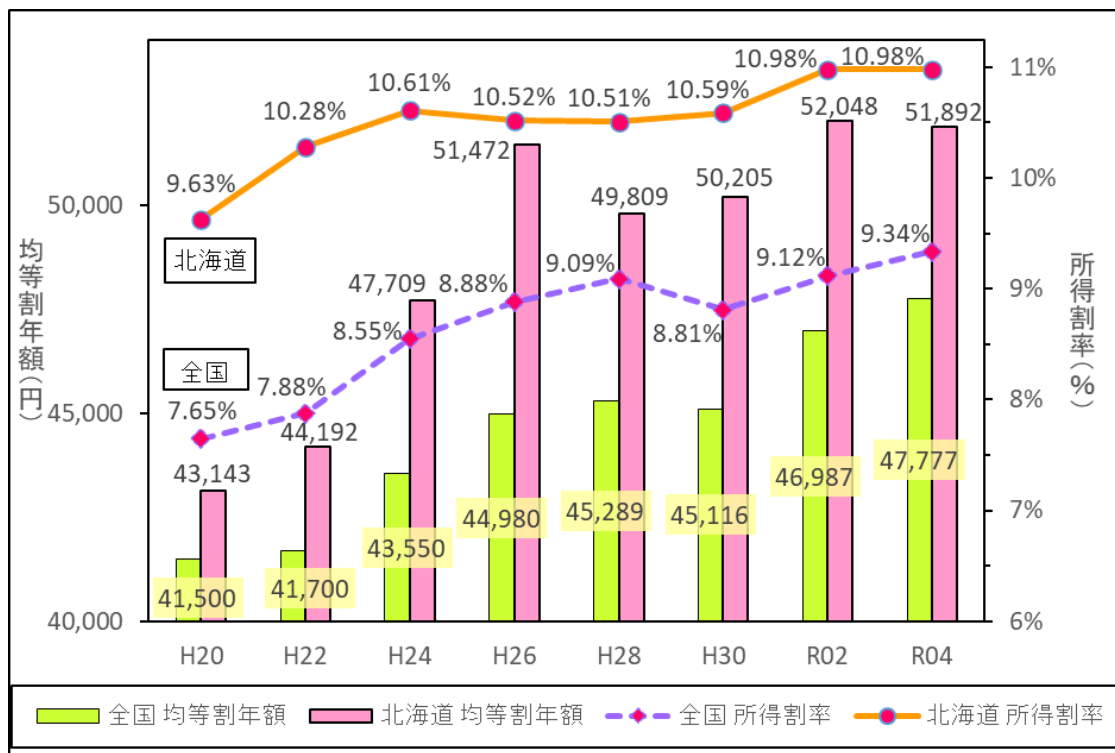
医療費の増加や制度改正の影響等を踏まえながら、今後とも適切な保険料率の設定や保険料^(注3)の収納確保に努める必要があります。

注2 保険料率：法第104条第3項に基づき保険料率は、2年ごとに改定しております。

注3 保険料：被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

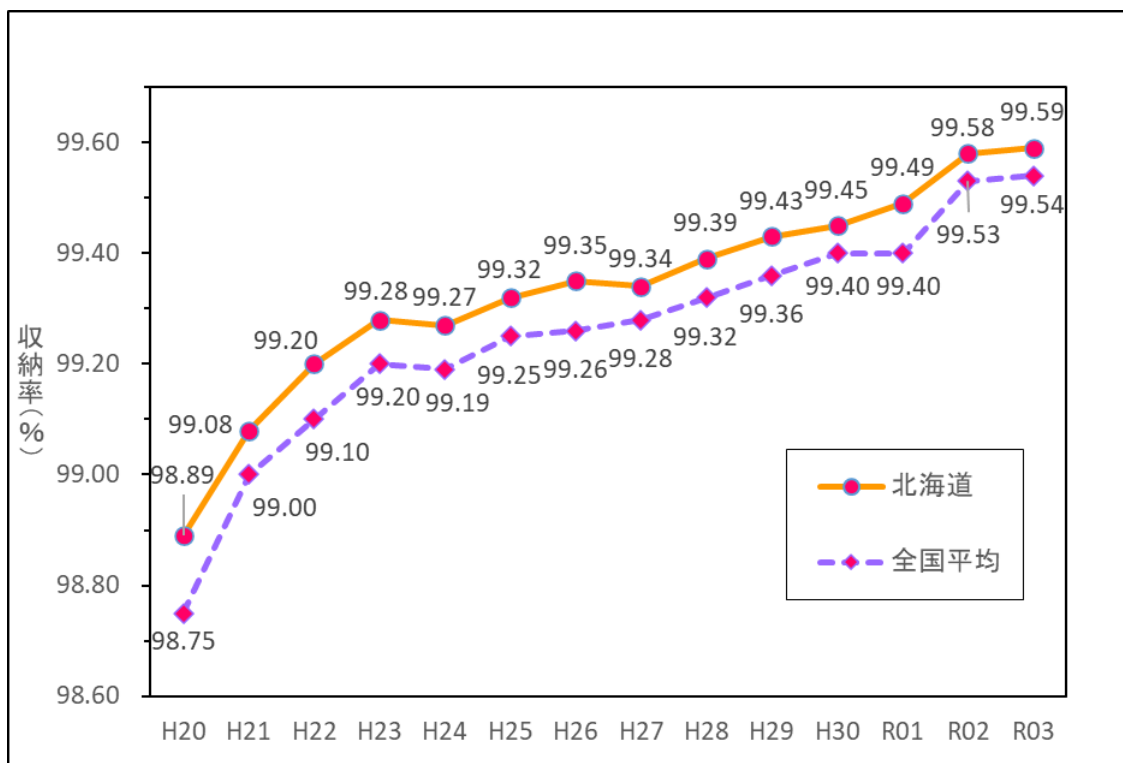
「均等割額＋所得割額（賦課の元となる所得金額×所得割率）＝保険料」

図4. 保険料率の推移



○ 均等割年額、所得料率：「後期高齢者医療制度の保険料率について（厚生労働省）」

図5. 保険料の収納率の推移



○ 収納率：「後期高齢者医療制度(後期高齢者医療広域連合)の財政状況について (厚生労働省)」

4 高齢者保健事業の状況

本制度が施行された平成20年(2008年)における平均寿命^(注4)は、男性が全国79.29年、北海道78.83年、女性が全国86.05年、北海道85.94年でした。

令和元年(2019年)には、男性が全国81.41年、北海道80.80年、女性が全国87.45年、北海道87.10年となり、令和2年(2020年)は、男性が全国81.56年、北海道80.98年、女性が全国87.71年、北海道87.44年で、平均寿命は年々僅かずつ長くなっています。

一方、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)^(注5)は令和元年(2019年)において、男性が全国72.68年、女性が全国75.38年となっており、平均寿命と健康寿命に差があります。

北海道の健康寿命は、男性が71.60年(全国44位)、女性が75.03年(全国35位)となっており、全国と比べると、男性が1.08年、女性が0.35年、ともに短くなっています。

広域連合においては、平成30年（2018年）3月に第2期保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、将来的な医療費の適正化を目指し、「健康寿命の延伸」と「高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く自立した日常生活を送る」を基本理念として定め、健康診査、歯科健康診査、加齢に伴う虚弱な状態（フレイル^(注6)・オーラルフレイル^(注7)）への対策に重点を置いた訪問指導等の高齢者保健事業^(注8)を市町村と連携・協力して取り組んでいます。

今後も、被保険者が住み慣れた地域で、できる限り長く自立した生活が送れるよう、被保険者一人ひとりが健康の保持増進に対する意識を高め、フレイル対策などにより生活の質の向上を図り、健康寿命を延伸することが求められています。

注4 平均寿命：「令和2年都道府県別生命表の概況（厚生労働省）」資料

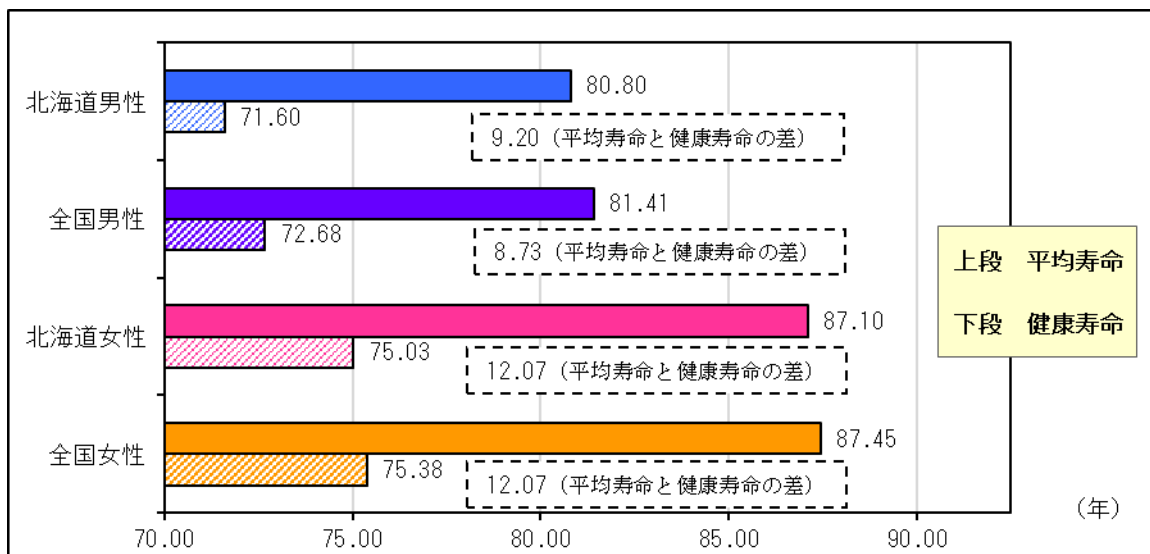
注5 健康寿命：「令和3年第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会（厚生労働省）」資料

注6 フレイル：「フレイル診療ガイド2018年版」（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）において、「『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。

注7 オーラルフレイル：歯科診療所によるオーラルフレイル対応マニュアル2019年版（日本歯科医師会）においては、「老化に伴う様々な口腔の状態（歯数・口腔衛生・口腔機能など）の変化に、口腔の健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象および過程」とされています。

注8 高齢者保健事業：法第125条においては、「高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業」と規定されています。

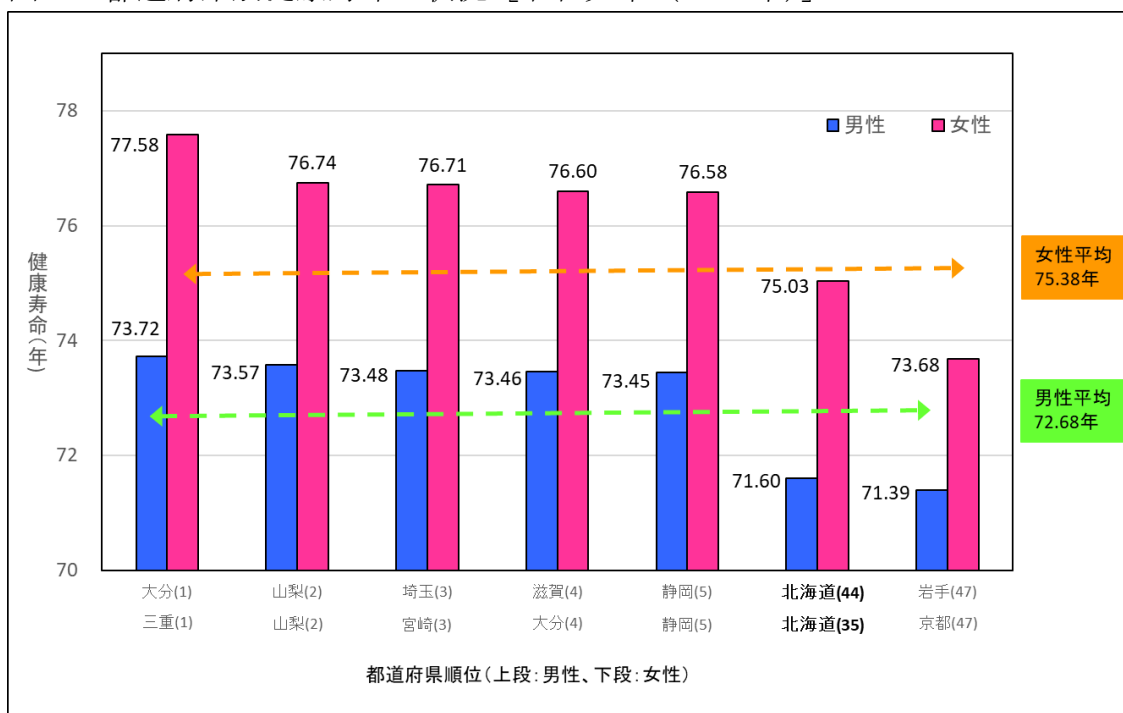
図6. 平均寿命と健康寿命 [令和元年 (2019年)]



※ 厚生労働省公表の最新の健康寿命にあわせて、令和元年 (2019年) の平均寿命と比較

○ 平均寿命：「令和2年北海道保健統計年報 (北海道)」

図7. 都道府県別健康寿命の状況 [令和元年 (2019年)]



※ 令和元年 (2019年) の健康寿命について、上位5県、最下位府県及び北海道を掲載

5 医療保険者としての課題

広域連合は、これまで健康診査や歯科健康診査、生活習慣病の重症化予防等の高齢者保健事業を実施し、被保険者の健康保持増進に取り組み^(注9)、北海道における健康寿命は延伸したものの、全国平均と比べ男女ともにいまだ短い状況となっています。

また、医療費通知や後発医薬品（以下「ジェネリック医薬品」という。）の使用促進等により、医療費の適正化に取り組んでいますが、被保険者数の増加や医療費の推移をみると、今後も医療費が増加し本制度を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと予想されます。

このような状況において、広域連合は、被保険者が将来にわたり必要かつ適正な医療を受けられるよう、また、住み慣れた地域でできる限り長く自立した日常生活が送れるよう、今後も市町村や関係機関との連携を強化し、医療費の適正化や高齢者保健事業を推進し、健全な制度運営を維持する必要があります。

注9 広域連合の主な取組

- ① 後期高齢者健康診査事業（平成20年度から実施、令和4年度 179市町村に委託）
令和4年度受診率 13.88%
- ② 後期高齢者歯科健康診査事業（平成28年度から実施、令和4年度 79市町村に委託）
令和4年度受診率 1.79%
- ③ 高齢者保健事業と市町村が実施する国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業の一体的な実施（令和2年度から実施、令和4年度 93市町村に委託）
- ④ 長寿・健康増進事業補助金（平成20年度から実施、令和4年度 67市町村に健康診査追加項目費用、健康教育・健康相談等の実施に対して補助）
- ⑤ 重複・頻回受診者訪問指導事業費補助金（令和2年度から実施、令和4年度は2町に対して補助）
- ⑥ 低栄養防止重症化予防等事業費補助金（令和2年度から実施、令和4年度は4市町村に対して補助）
- ⑦ 健康診査等受診率向上特別事業費補助金（令和2年度から実施、令和4年度は130市町村に対して補助）
- ⑧ 高齢者保健事業推進研修（平成30年度から実施、令和4年度は88市町村、231名参加）
- ⑨ 医療費通知事業（平成20年度から実施、平成22年度から希望者のみ通知・健康情報掲載開始、平成28年度から全受診者に通知）
- ⑩ 後発医薬品差額通知事業（平成24年度から実施、令和4年度は被保険者当たりの差額合計が116円以上の被保険者に送付）

第4 広域連合の基本理念

広域連合は、国民皆保険制度を支える医療保険者としての責任及び役割を引き続き担っていくに当たり、『市町村と連携しながら、安定的かつ円滑な制度の運営に努める』という基本的考え方のもと、被保険者自ら健康づくりを促すために必要な支援を行い、後期高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く自立した日常生活を送れるよう、次章の5つの施策を重点事項として取り組みます。

また、本計画の推進に当たっては、国及び北海道の「医療費適正化計画」との調和を図っていきます。

第5 施策の方針

1 医療費適正化の推進

広域連合と市町村は、被保険者が将来にわたって適切な医療等が安心かつ持続して受けられるよう次の事業に取り組みます。

- (1) 広域連合は、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を点検し、過誤請求の是正や第三者行為に係る求償事務を執行するとともに、不正・不当利得の返還事務処理を実施し、適正な医療給付が保たれるよう努めます。
- (2) 広域連合は、全受診者へ医療費通知を送付するとともに、ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額の軽減が見込める被保険者に利用差額の通知を送付し、医療費の適正化を図ります。
- (3) 広域連合と市町村は、市町村広報誌等を活用して、柔道整復・マッサージ等の適正受診を図るため、保険適用の施術に関する普及啓発を行い、これら療養費の適正な支給に努めます。
- (4) 広域連合と市町村は、レセプトの情報等を活用し、重複・頻回受診者、重複投薬者に対して、連携して適正受診、適正服薬のための訪問指導等を実施することで、医療費の適正化を図ります。
- (5) 広域連合と市町村は、連携を図りながら、広報誌等を活用したジェネリック医薬品及びバイオ後続品の使用促進や適正受診に関する広報事業等の実施に努めます。

2 高齢者保健事業の充実

広域連合と市町村は、高齢者保健事業と市町村が実施する国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業の一体的な実施に努め、次のことに取り組みます。

- (1) 広域連合は、第3期データヘルス計画を策定し、健康課題の解決に向けて、成果指標等を設定し、計画全体の進捗を確認します。
- (2) 広域連合は、データ分析（疾病、医療費など）を行い、適切に活用します。
- (3) 広域連合は、市町村及び関係機関と、高齢者保健事業の効果的・効率的な取組のため、連携を強化し、国や北海道の動向や地域の事業内容等の情報収集に努め、市町村と情報共有を図ります。
- (4) 広域連合と市町村は、医療費分析の結果等を参考にしながら、健康診査事業や歯科健康診査事業等の効果的な実施に努めるとともに、被保険者の健康意識の向上のため、疾病予防等に関する啓発や健康教育の実施、健康情報等の提供に努めます。

3 安定的な事業運営の推進

広域連合と市町村は、安定的な事業運営に努め、持続可能な医療保険制度とするため、次のことに取り組みます。

- (1) 広域連合は、医療費の動向を注視するとともに、国や北海道の支援制度を適切に活用することで必要な医療費財源の確保を図り、健全な保険財政運営の維持に努めます。
- (2) 広域連合は、法令に基づきおおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるよう保険料率を定めます。
- (3) 広域連合は、市町村間において整合性のとれた収納対策が実施されるよう、市町村支援に努めます。
- (4) 市町村は、安定的な事業運営の根幹となる保険料の賦課が広域連合で適正に行うことができるよう所得・課税情報等を提供するほか、被保険者間の負担の公平が図られるよう保険料の収納対策に努めます。
- (5) 広域連合と市町村は、個人情報に関する保護規定やセキュリティポリシーに則り、適正な個人情報の保護、管理を行います。

4 市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上

広域連合は、被保険者の増加等に伴う業務量に対応するため、効率的・安定的な体制の構築に努めます。また、各種申請等の窓口事務については、住民にとって最も身近な行政主体である市町村が担っていることから、被保険者をはじめとする住民の利便性の向上を図るため、次のとおり市町村との連携の強化に努めます。

- (1) 広域連合は、市町村からの計画的な職員派遣により安定した事務執行体制を確保するため、市町村との緊密な連携を図ります。
- (2) 広域連合は、市町村が被保険者等の事務処理を適正かつ効率的に行うため、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「電算処理システム」という。）の適正な運用及び管理を行い、円滑な住民サービスに努めます。
- (3) 広域連合は、市町村連絡調整会議等を活用し、情報と課題を市町村と共有することで連携の強化に努めます。
- (4) 広域連合は、高齢者保健事業と市町村が実施する国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業の一体的な実施の推進のため、連携・協力を図ります。
- (5) 広域連合と市町村は、社会保障・税番号制度における個人番号（マイナンバー制度）について、情報流出等の事故がないよう厳格な情報管理・セキュリティ対策を進めます。

5 住民への制度の周知

広域連合と市町村は互いに連携・協力し、関係機関の理解と協力を得ながら、住民の視点に立ち、見て分かり易い広告物、広報誌、ホームページ等の作成・提供を行うことで周知を図り、住民からの各種相談には丁寧な対応をすることで本制度を理解していただくことに努めます。

第6 広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める事務のうち、後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づき、主に次の事務を分担して行います。

また、次に掲げる事務のほか、制度運営に必要な事務については、広域連合と市町村が協議等のうえ、適切に分担していきます。

広域連合と市町村の主な事務分担

施策の方針	区分	広域連合が行う事務	市町村が行う事務
医療費の適正化の推進	医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書（レセプト）点検 ・医療費通知の実施 ・第三者行為損害賠償求償事務の実施 ・不正・不当利得返還の対応 ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用差額通知の送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為求償届出の受付
		<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発 ・適正受診に関する周知・広報 ・療養費（柔道整復、マッサージ等）の適正な給付 	
高齢者保健事業の充実	高齢者保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定及び評価 ・疾病・医療費分析の実施及び提供 ・高齢者保健事業と市町村が実施する国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業の一体的な実施の推進 ・高齢者保健事業の企画調整、委託及び実施 ・高齢者保健事業の実施状況の整理、分析及び評価 ・市町村が実施する長寿・健康増進事業等への支援 ・高齢者保健事業の取組目的や内容理解の促進を目的とした研修の実施 ・市町村の状況や事業内容等を共有するための場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健事業の実施に係る方針の策定 ・疾病・医療費分析結果の活用 ・地域の特性を踏まえた高齢者保健事業の企画調整及び受託実施 ・健康保持増進に関する事業の実施 ・被保険者に対する啓発・健康教育等の実施 ・高齢者保健事業の実施状況等の報告及び評価
安定的な事業運営の推進	保険料の賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の決定 ・保険料の賦課決定 ・保険料の減免及び徴収猶予の決定 ・市町村の保険料収納対策への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収 ・保険料の減免及び徴収猶予の申請の受付
	適正な情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価の実施 ・個人情報の適正な保護・管理 	
市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上	被保険者の資格の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・障害認定 ・被保険者証・資格確認書の交付 ・一部負担金の割合の判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 ・資格管理に関する申請等の受付 ・資格管理に関する諸証明書の引渡し ・障害認定申請の受付 ・被保険者証・資格確認書の引渡し
	医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付に係る審査、支払 ・一部負担金減免及び徴収猶予の決定 ・給付制限の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付（療養費等）に関する各種申請の受付
	電算処理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・電算処理システムの保守・運用管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電算処理システムの運用
住民への制度の周知	制度周知	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会向け説明資料等の作成支援・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会の実施 ・住民相談対応
		<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット、広報誌、ホームページ等を活用した制度の周知 	

住民意見募集（パブリックコメント）実施結果

本計画の策定に当たり、北海道後期高齢者医療広域連合住民意見募集手続要綱に基づき、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

(1) 意見の募集期間

令和5年11月29日（水） から 令和5年12月28日（木） まで

(2) 実施方法

ア 広域連合ホームページへの掲載

イ 広域連合事務局及び道内各市町村の後期高齢者医療制度担当窓口での閲覧

(3) 意見の受付方法

ア 広域連合事務局及び道内各市町村の後期高齢者医療制度担当窓口への持参

イ 広域連合への郵送、ファクシミリ、電子メール又は広域連合ホームページ内フォームメール

(4) 意見募集の結果

意見提出者数 1名（1件）

【提出方法別内訳】

	広域連合 窓口持参	市区町村 窓口持参	郵送	ファクシミリ	電子 メール	合計
提出者数	1	0	0	0	0	1
構成比	100%	0	0	0	0	100%

【意見の概要と意見に対する広域連合の考え方】

	意見の概要	意見に対する広域連合の考え方
1	<p>特に北海道では、後期高齢者が増加する傾向が強いことや、医療費の増加が大きいことで、厳しい状況が理解できる。</p> <p>その上で医療費適正化、高齢者保健事業などの取組を着実に進めていくことが望ましいほか、実際の取組状況を広く道民に知らせていくことが重要であると考えます。</p> <p>積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>広域計画に記載のとおり、全国平均と比較すると、北海道は特に後期高齢者の増加傾向が強く、一人当たり医療費は全国5位の高さとなっております。</p> <p>今後も、広域計画の施策の方針に基づき、各種事業を進めていくとともに、制度周知広報資料やホームページ内容の充実化に努めたいと考えております。</p>

資 料 編

【資料1】 後期高齢者医療制度被保険者数の推移

【単位：人】

年度	全国 75歳以上	全国 65歳～74歳	北海道 75歳以上	北海道 65歳～74歳
平成20年度 (比率)	12,972,364 (96.4%)	485,581 (3.6%)	599,098 (94.3%)	36,440 (5.7%)
平成21年度 (比率)	13,442,971 (96.8%)	450,976 (3.2%)	622,955 (94.6%)	35,253 (5.4%)
平成22年度 (比率)	13,926,345 (97.1%)	414,797 (2.9%)	646,462 (95.0%)	33,739 (5.0%)
平成23年度 (比率)	14,343,521 (97.4%)	389,973 (2.6%)	664,826 (95.3%)	33,154 (4.7%)
平成24年度 (比率)	14,795,695 (97.5%)	372,684 (2.5%)	685,200 (95.4%)	32,845 (4.6%)
平成25年度 (比率)	15,068,596 (97.6%)	366,922 (2.4%)	700,016 (95.5%)	33,204 (4.5%)
平成26年度 (比率)	15,409,918 (97.7%)	357,364 (2.3%)	714,164 (95.6%)	33,089 (4.4%)
平成27年度 (比率)	15,893,506 (97.9%)	343,313 (2.1%)	733,296 (95.7%)	32,749 (4.3%)
平成28年度 (比率)	16,450,477 (98.0%)	327,321 (2.0%)	755,382 (95.9%)	31,938 (4.1%)
平成29年度 (比率)	16,902,161 (98.2%)	316,720 (1.8%)	772,533 (96.1%)	31,397 (3.9%)
平成30年度 (比率)	17,408,719 (98.3%)	309,400 (1.7%)	792,433 (96.3%)	30,561 (3.7%)
令和元年度 (比率)	17,730,915 (98.3%)	300,732 (1.7%)	802,231 (96.4%)	30,004 (3.6%)
令和2年度 (比率)	17,763,179 (98.4%)	297,003 (1.6%)	806,943 (96.5%)	29,432 (3.5%)
令和3年度 (比率)	18,153,439 (98.5%)	280,156 (1.5%)	824,754 (96.7%)	27,915 (3.3%)

【資料2】 後期高齢者医療制度医療費の推移

【単位：億円】

年度	全国				北海道			
	総額	前年度比 増減率	うち 入院分	入院比率	総額	前年度比 増減率	うち 入院分	入院比率
平成20年度	103,819	—	48,150	46.38 %	4,762	—	3,131	65.75 %
平成21年度	120,108	—	55,594	46.29 %	6,809	—	3,585	52.65 %
平成22年度	127,213	5.92 %	59,994	47.16 %	7,143	4.91 %	3,785	52.99 %
平成23年度	132,991	4.54 %	62,170	46.75 %	7,470	4.58 %	3,936	52.69 %
平成24年度	137,044	3.05 %	64,094	46.77 %	7,636	2.22 %	4,016	52.59 %
平成25年度	141,912	3.55 %	65,599	46.23 %	7,915	3.65 %	4,120	52.05 %
平成26年度	144,927	2.12 %	67,121	46.31 %	8,054	1.76 %	4,195	52.09 %
平成27年度	151,323	4.41 %	69,219	45.74 %	8,331	3.44 %	4,284	51.42 %
平成28年度	153,806	1.64 %	71,393	46.42 %	8,398	0.80 %	4,387	52.24 %
平成29年度	160,229	4.18 %	74,905	46.75 %	8,700	3.60 %	4,575	52.59 %
平成30年度	164,246	2.51 %	77,685	47.30 %	8,858	1.82 %	4,719	53.27 %
令和元年度	170,562	3.85 %	80,577	47.24 %	9,111	2.86 %	4,840	53.12 %
令和2年度	165,681	▲ 2.86 %	78,666	47.48 %	8,769	▲ 3.75 %	4,678	53.35 %
令和3年度	170,763	3.07 %	80,751	47.29 %	8,957	2.14 %	4,764	53.19 %

※ 平成20年度の医療費のみ11か月分

【資料3】 被保険者一人当たり年間医療費の推移

【単位：円】

年度	全国	前年度比 増減率	北海道	前年度比 増減率	全国対比
平成20年度	785,904	—	948,274	—	120.66 %
平成21年度	882,118	—	1,056,490	—	119.77 %
平成22年度	904,795	2.57 %	1,070,441	1.32 %	118.31 %
平成23年度	918,206	1.48 %	1,087,294	1.57 %	118.42 %
平成24年度	919,452	0.14 %	1,081,083	▲ 0.57 %	117.58 %
平成25年度	929,573	1.10 %	1,091,704	0.98 %	117.44 %
平成26年度	932,290	0.29 %	1,090,014	▲ 0.15 %	116.92 %
平成27年度	949,070	1.80 %	1,103,032	1.19 %	116.22 %
平成28年度	934,547	▲ 1.53 %	1,083,621	▲ 1.76 %	115.95 %
平成29年度	944,561	1.07 %	1,095,259	1.07 %	115.95 %
平成30年度	943,082	▲ 0.16 %	1,091,309	▲ 0.36 %	115.72 %
令和元年度	954,369	1.20 %	1,102,321	1.01 %	115.50 %
令和2年度	917,124	▲ 3.90 %	1,051,831	▲ 4.58 %	114.69 %
令和3年度	940,512	2.55 %	1,065,080	1.26 %	113.24 %

※ 平成20年度の医療費のみ11か月分

【資料４】 地方自治法第２９１条の７（抜粋）

（広域計画）

第２９１条の７ 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

２ 広域計画は、第２９１条の２第１項又は第２項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

３ 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

４ 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

５ 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

６ 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

【資料5】 北海道後期高齢者医療広域連合規約

(制定:平成19年3月1日市町村第1969号指令)

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、北海道内のすべての市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、北海道の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、札幌市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、32人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 8人
- (2) 町村長 8人

(3) 市議会議員 8人

(4) 町村議会議員 8人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦のあった者を候補者とする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる者 北海道内のすべての市（以下「関係市」という。）の長をもって組織する団体又は関係市の長の総数の10分の1以上の者

(2) 前条第2項第2号に掲げる者 北海道内のすべての町村（以下「関係町村」という。）の長をもって組織する団体又は関係町村の長の総数の10分の1以上の者

(3) 前条第2項第3号に掲げる者 関係市の議会の議長をもって組織する団体又は関係市の議会の議員の定数の総数の80分の1以上の者

(4) 前条第2項第4号に掲げる者 関係町村の議会の議長をもって組織する団体又は関係町村の議会の議員の定数の総数の80分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項の候補者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に掲げる者にあつては関係市の議会、同項第2号及び第4号に掲げる者にあつては関係町村の議会において選挙するものとする。

3 前項に規定する選挙については、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

4 広域連合議員の当選人は、前条第2項第1号及び第3号に掲げる者にあつては関係市の議会の、同項第2号及び第4号に掲げる者にあつては関係町村の議会の選挙における得票総数の多い者からそれぞれ順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に第7条第2項各号に掲げる区分ごとに2人以上欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。この場合において、当該欠員の生じた区分以外の区分に欠員があるときは、これらを併せて選挙するものとする。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合長等)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合長等の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項に規定する選挙は、第17条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て関係市町村の長のうちから選任する。

(広域連合長等の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(副広域連合長の職務)

第14条 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会計管理者)

第15条 広域連合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(補助職員)

第16条 第11条及び前条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、広域連合長がこれを任免する。

(選挙管理委員会)

第17条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第18条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第19条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び北海道の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、北海道知事の許可のあった日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第15条の規定 平成19年4月1日
- (2) 第4条、別表第1及び別表第2(第2号及び第3号に係る部分に限る。)

の規定 平成20年4月1日

(経過措置)

2 広域連合は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、広域連合の処理する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

3 施行日以後初めて行う広域連合長の選挙については、第12条第2項の規定にかかわらず、広域連合の事務所において行うものとする。

4 前項の選挙により広域連合長が選任されるまでの間においては、関係市町村の長のうちから関係市の長をもって組織する団体と関係町村の長をもって組織する団体との協議により定めた者が、広域連合長としての職務を行う。

5 施行日から平成19年3月31日までの間においては、第16条第1項中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

6 第17条第3項の規定により広域連合の議会において選挙されるまでの間における選挙管理委員は、関係市町村の選挙管理委員のうちから広域連合長が選任する者をもってこれに充てるものとする。

7 平成18年度から平成20年度までの間における第19条第1項第1号に掲げる関係市町村の負担金に係る別表第2備考1の規定の適用については、当該規定中「後期高齢者医療の被保険者数」とあるのは、「住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口」とする。

8 平成21年度における第19条第1項第1号に掲げる関係市町村の負担金に係る別表第2備考1の規定の適用については、当該規定中「前々年度の3月31日現在」とあるのは、「前年度の4月1日現在」とする。

附 則（平成 25 年 11 月 20 日北海道知事届出）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 備考 2 の規定は、平成 26 年度以後の年度分の負担金について適用し、平成 25 年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

- (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第 2（第 19 条関係）

- (1) 共通経費

区 分	負担割合
均等割	10%
高齢者人口割	40%
人口割	50%

- (2) 医療給付に要する経費（高齢者医療確保法第 56 条第 1 号及び第 2 号に定める給付に要する経費をいう。）

高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

- (3) 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額をいう。）

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

- 1 高齢者人口割については、前々年度の3月31日現在の後期高齢者医療の被保険者数による。
- 2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

北海道後期高齢者医療広域連合

第4次広域計画

令和6年 月発行

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話 011-290-5601 (代表) FAX 011-210-5022

広域連合ホームページ <https://iryokouiki-hokkaido.jp/>

令和6年

第1回定例会

議案第2号

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年2月13日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
事 務 所 等 清 掃 業 務 委 託	令和6年度から令和8年度	千円 2,376
広 報 事 業 業 務 委 託	令和6年度	5,796
グ ル ー プ ウ ェ ア 利 用 料	令和6年度	320

(議案第2号)

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

目的 債務を負担する行為をすることができる事項を次のとおり定める。

概要

【債務負担行為】

令和6年度における次の業務について、令和5年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア	事務所等清掃業務委託	2,376千円
イ	広報事業業務委託	5,796千円
ウ	グループウェア利用料	320千円

令和5年度

北海道後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出補正予算(第2号)事項別明細書

1 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
事 務 所 等 清 掃 業 務 委 託	2,376	—	—	令 和 6 年 度 か ら 令 和 8 年 度	2,376				2,376
広 報 事 業 業 務 委 託	5,796	—	—	令 和 6 年 度	5,796	5,013			783
グ ル ー プ ウ ェ ア 利 用 料	320	—	—	令 和 6 年 度	320				320

令和6年

第1回定例会

議案第3号

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算
(第3号)

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,056千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ978,617,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月13日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 320,008,887	千円 10,056	千円 320,018,943
	2 国庫補助金	85,921,982	10,056	85,932,038
歳入合計		978,607,438	10,056	978,617,494

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 15,015,504	千円 10,056	千円 15,025,560
	1 市町村支出金	252,476	10,056	262,532
歳出合計		978,607,438	10,056	978,617,494

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用保守業務委託	令和6年度	千円 225,000
北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等賃借料	令和6年度	211,000
北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改関連業務委託	令和6年度	269,000
被保険者証等作成管理業務	令和6年度	35,335
被保険者証等制度周知チラシ印刷業務	令和6年度	44,185
マイナンバー保険証等コールセンター設置業務	令和6年度	11,549
2次点検業務委託	令和6年度	24,836
給付等関連業務委託	令和6年度	265,094
第三者行為求償業務委託	令和6年度	4,258
債権管理システム保守業務委託	令和6年度	1,782

(議案第3号)

令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第3号)

目的

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を次のとおり定める。
また、債務を負担する行為をすることができる事項を次のとおり定める。

概要

【歳入】

市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」等として10,056千円を市町村支出金に計上することから、財源となる調整交付金に10,056千円を計上する。

2款 国庫支出金 2項 国庫補助金

補正前の額 85,921,982千円

補正額 10,056千円

計 85,932,038千円

～ 市町村支出金の増額に伴う財源

(特別調整交付金 10,056千円)

歳入合計

補正前の額 978,607,438千円

補正額 10,056千円

計 978,617,494千円

【歳出】

市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」9,880千円、「傷病手当金の支給等に関する広報に係る経費」として31千円、「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料減免に関する広報に係る経費」として111千円、「窓口負担の見直しに係る周知広報に係る経費」として34千円を市町村支出金に計上する。

3款 諸支出金 1項 市町村支出金

補正前の額 252,476千円

補正額 10,056千円

計 262,532千円

～ 特別調整交付金の増額

(特別調整交付金 10,056千円)

歳出合計

補正前の額	978,607,438千円
補正額	10,056千円
計	978,617,494千円

【債務負担行為】

令和6年度における次の業務について、令和5年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア	北海道後期高齢者医療広域連合 電算処理システム運用保守業務委託	225,000千円
イ	北海道後期高齢者医療広域連合 電算処理システム機器等賃借料	211,000千円
ウ	北海道後期高齢者医療広域連合 電算処理システム機器更改関連業務委託	269,000千円
エ	被保険者証等作成管理業務委託	35,335千円
オ	被保険者証等制度周知チラシ印刷業務	44,185千円
カ	マイナンバー保険証等コールセンター 設置業務委託	11,549千円
キ	2次点検業務委託料	24,836千円
ク	給付等関連業務委託	265,094千円
ケ	第三者行為求償業務委託	4,258千円
コ	債権管理システム保守業務委託	1,782千円

令和5年度

北海道後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療会計歳入歳出補正予算(第3号)事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	320,008,887	10,056	320,018,943
歳入合計	978,607,438	10,056	978,617,494

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 諸支出金	15,015,504	10,056	15,025,560	10,056			
歳出合計	978,607,438	10,056	978,617,494	10,056	0	0	0

2 歳入

(款) 2 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	85,310,686	10,056	85,320,742	1 調整交付金	10,056	特別調整交付金 10,056
計	85,921,982	10,056	85,932,038			

3 歳出

(款) 3 諸支出金
(項) 1 市町村支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 市町村支出金	252,476	10,056	262,532	10,056				18 負担金補助及び交付金	10,056	特別調整交付金	10,056
計	252,476	10,056	262,532	10,056	0	0	0				

4 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
北海道後期高齢者医療広域連合 電算処理システム運用保守業務 委託	225,000	—	—	令和6年度	225,000				225,000
北海道後期高齢者医療広域連合 電算処理システム機器等賃借料	211,000	—	—	令和6年度	211,000				211,000
北海道後期高齢者医療広域連合 電算処理システム機器更改関連 業務委託	269,000	—	—	令和6年度	269,000				269,000
被 保 険 者 証 等 作 成 管 理 業 務 委 託	35,335	—	—	令和6年度	35,335				35,335
被 保 険 者 証 等 制 度 周 知 チ ラ シ 印 刷 業 務 委 託	44,185	—	—	令和6年度	44,185	32,896			11,289
マイナンバー保険証等 コールセンター設置業務委託	11,549	—	—	令和6年度	11,549				11,549
2 次 点 検 業 務 委 託	24,836	—	—	令和6年度	24,836				24,836
給 付 等 関 連 業 務 委 託	265,094	—	—	令和6年度	265,094				265,094

第三者行為求償業務委託	4,258	—	—	令和6年度	4,258				4,258
債権管理システム保守業務委託	1,782	—	—	令和6年度	1,782				1,782

令和6年

第1回定例会

議案第4号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月13日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「100分の10.98」を「100分の11.79」に改める。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「51,892円」を「52,953円」に改める。

第10条中「66万円」を「80万円」に改める。

第12条第1項第1号中「財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金」を「財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」に、同項第3号中「被保険者均等割総額に」を「被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に」に改める。

第14条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度分において、北海道後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第10条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

（1）昭和24年3月31日以前に生まれた者

（2）令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、100分の10.92とする。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、令和6年度及び令和7年度の所得割率と均等割額、賦課限度額、賦課総額、賦課総額の算出方法及び所得の少ない者に係る保険料の減額について所要の規定整備を行うためであります。

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例										
目的	高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、令和6年度及び令和7年度の所得割率と均等割額、賦課限度額、賦課総額の算出方法、所得の少ない者に係る保険料の減額について所要の規定整備を行う。									
概要	<p>1 令和6年度及び令和7年度における保険料率の改定（第8条及び第9条）</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>改定後</th><th>改定前</th></tr></thead><tbody><tr><td>所得割率</td><td>100分の11.79</td><td>100分の10.98</td></tr><tr><td>被保険者均等割額</td><td>52,953円</td><td>51,892円</td></tr></tbody></table> <p>ただし、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率の算出では、賦課限度額を「67万円」と読み替え、所得割率は100分の10.92とする。</p> <p>2 保険料の賦課限度額の変更（第10条） 賦課限度額を66万円から80万円に変更する。 ただし、令和5年度末時点で後期高齢者医療制度の資格を有している者等については、令和6年度分保険料の賦課限度額は73万円とする。</p> <p>3 保険料の賦課総額の算出方法の変更（第12条第1項第1号及び第3号） 法改正にて、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金が導入されたことに伴い、出産育児支援金等に関する費用の額を賦課総額の算出に加える。 また、均等割については、改正に伴う増加が生じないように、所得割総額は、均等割総額の48分の52に相当する額に所得係数の見込値を乗じて得た額とする。</p> <p>4 所得の少ない者に係る保険料の減額（第14条第1項第2号及び第3号） 所得の少ない者に対して賦課する被保険者均等割額の減額について、以下のとおり改正する。 (1) 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乘ずる金額を29万円から29万5千円に改める。 (2) 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乘ずる金額を53万5千円から54万5千円に改める。</p> <p>5 施行期日 令和6年4月1日</p>		改定後	改定前	所得割率	100分の11.79	100分の10.98	被保険者均等割額	52,953円	51,892円
	改定後	改定前								
所得割率	100分の11.79	100分の10.98								
被保険者均等割額	52,953円	51,892円								

令和6・7年度における北海道の保険料率（案）について

▽ 均等割額 **52,953円** … 被保険者一人ひとりに等しく賦課される額

【現行】 51,892円（ 1,061円増 ・ +2.04% ）

▽ 所得割率 **11.79%** … 本人の所得に応じた額

【現行】 10.98%（ +0.81ポイント ）

※令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者については、制度改正による激変緩和措置として、令和6年度の所得割率を**10.92%**とする。

一人当たり保険料 **99,910円**

【現行】 94,806円（ 5,104円増 ・ +5.38% ）

■ 保険料率算定の根拠

A 費用の見込 1兆9,493億円

医療給付費 : 1兆9,345億円

その他費用等 : 148億円

B 収入の見込 1兆7,648億円

国・道・市町村負担金 : 9,871億円

後期高齢者交付金 : 7,524億円

保険料上昇抑制策（剰余金・道財政安定化基金の活用）

: 253億円

C 保険料の必要額 (A - B) 1,845億円

D 保険料収納率の見込 99.60%

E 保険料の負担となる額（賦課総額） (C ÷ D) 1,853億円

F 令和6・7年度の被保険者数見込 185万4,300人

G 一人当たり保険料 (E ÷ F) 99,910円

H 一人当たり保険料（軽減後） 76,838円

○ 賦課限度額及び賦課割合

【賦課限度額】 66万円 → 80万円※ 【賦課割合】 均等割：所得割 = 53：47

※激変緩和措置として、施行後1年以内に新たに75歳に到達して新規資格取得する被保険者を除き、賦課限度額を段階的に引き上げる。（令和6年度：73万円 令和7年度：80万円）

○ 保険料軽減に係る所得判定基準の見直し

【2割軽減】 43万円 + (53.5万円 × 世帯の被保険者数)

→ 43万円 + (54.5万円 × 世帯の被保険者数)

【5割軽減】 43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数)

→ 43万円 + (29.5万円 × 世帯の被保険者数)

■ 令和6・7年度年間保険料額の例（単身世帯で年金収入のみの場合）

年金収入	均等割軽減	年間保険料 (R6)	年間保険料 (R7)	現行年間保険料 (R5)	保険料増加額 (R6-R5)	保険料増加額 (R7-R5)
1,530,000円	7割	15,800円	15,800円	15,500円	300円	300円
1,680,000円	7割	32,200円	33,500円	32,000円	200円	1,500円
1,970,000円	5割	74,500円	78,300円	74,200円	300円	4,100円
2,200,000円	2割	121,300円	121,300円	115,000円	6,300円	6,300円
2,400,000円	無	155,500円	155,500円	147,400円	8,100円	8,100円

令和6年

第1回定例会

議案第5号

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,583,889千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、14,000千円と定める。

令和6年2月13日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 2,366,653
	1 負担金	2,366,653
2 国庫支出金		5,737
	1 国庫補助金	5,737
3 財産収入		25
	1 財産運用収入	25
4 繰入金		210,269
	1 基金繰入金	210,269
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,204
	1 預金利子	76
	2 雑入	1,128
歳入合計		2,583,889

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 2,825
	1 議 会 費	2,825
2 総 務 費		208,955
	1 総 務 管 理 費	208,563
	2 選 挙 費	138
	3 監 査 委 員 費	254
3 公 債 費		4
	1 公 債 費	4
4 諸 支 出 金		2,371,105
	1 他 会 計 繰 出 金	2,371,104
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	1
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,583,889

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広 報 事 業 業 務 委 託	令和7年度	千円 939

(議案第5号)

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

目 的

- ・ 一般会計歳入歳出予算の総額を定める。
- ・ 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を定める。
- ・ 債務を負担する行為をすることができる事項を定める。

概 要

令和6年度一般会計予算は、次のとおり。

歳入歳出予算の総額	2, 583, 889千円
一時借入金の借入れの最高額	14, 000千円

概要は、別添「令和6年度 北海道後期高齢者医療広域連合 予算の概要」及び「令和6年度 北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金一覧表（一般会計歳入歳出予算）」のとおり。

【債務負担行為】

令和7年度における次の業務について、令和6年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア 広報事業業務委託	939千円
------------	-------

令和6年度

北海道後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出予算事項別明細書

※財源内訳欄中の一般財源は、事務費負担金（市町村負担金）及び預金利子である。

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	2,366,653	2,544,716	178,063
2 国庫支出金	5,737	833	4,904
3 財産収入	25	40	15
4 繰入金	210,269	570,890	360,621
5 繰越金	1	1	0
6 諸収入	1,204	2,566	1,362
歳入合計	2,583,889	3,119,046	535,157

歳出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	2,825	5,457	2,632				2,825
2 総務費	208,955	192,994	15,961	5,737		1,153	202,065
3 公債費	4	4	0				4
4 諸支出金	2,371,105	2,919,591	548,486			210,270	2,160,835
5 予備費	1,000	1,000	0				1,000
歳出合計	2,583,889	3,119,046	535,157	5,737	0	211,423	2,366,729

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金
(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市町村負担金	2,366,653	2,544,716	178,063	1 事務費負担金	2,366,653	市町村事務費負担金 2,366,653
計	2,366,653	2,544,716	178,063			

(款) 2 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	5,737	833	4,904	1 調整交付金	5,737	特別調整交付金（会議・広報事業分） 5,737
計	5,737	833	4,904			

(款) 3 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	25	40	15	1 利子及び配当金	25	財政調整基金利子収入 25
計	25	40	15			

(款) 4 繰入金
(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金	210,269	570,890	360,621	1 財政調整基金	210,269	財政調整基金 210,269
計	210,269	570,890	360,621			

(款) 5 繰越金
(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	1	0	1 繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	1	0			

(款) 6 諸収入
(項) 1 預金利子

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	76	76	0	1 預金利子	76	歳計現金預金利子 76
計	76	76	0			

(項) 2 雑入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1,128	2,490	1,362	1 雑入	1,128	公宅使用料 その他雑入
計	1,128	2,490	1,362			1,126 2

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 議会費	2,825	5,457	2,632				2,825	4 共済費	221	北海道町村議会議員公務災害補償等組合負担金 221
								8 旅費	1,629	費用弁償 普通旅費 1,550 79
								10 需用費	1	食糧費 1
								12 委託料	192	会議録調製委託料 192
								13 使用料及び賃借料	782	会議室使用料 782
計	2,825	5,457	2,632	0	0	0	2,825			

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	205,560	189,739	15,821	5,737		1,153	198,670	1 報酬	360	行政不服審査会委員報酬 情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 30 30

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
								運営協議会委員報酬	300		
							3	職員手当等	1,543	通勤手当	1,543
							4	共済費	58	公務災害補償基金負担金	14
										市町村総合事務組合負担金	44
							8	旅費	8,953	費用弁償	649
										普通旅費	8,304
							10	需用費	4,596	消耗品費	2,968
										印刷製本費	787
										修繕料	825
										食糧費	16
							11	役務費	7,095	通信運搬費	3,803
										手数料	3,072
										保険料	220
							12	委託料	29,248	会議録調製委託料	174
										職員健康診断業務委託料	756
										広報事業業務委託料	27,214
										システム運用関連業務委託料	100
										その他委託料	300
										セキュリティクラウド運用保守委託料	332
										Web会議システム専用回線敷設工事委託料	372

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
								13 使用料及び賃借料	23,479	電子複写機賃借料 2,208 O A 機器賃借料 3,408 財務会計システム賃借料 2,568 会議室使用料 732 公宅借上料 5,414 文書保管庫使用料 1,304 事務所サーバー賃借料 2,469 電話機等賃借料 1,131 その他使用料・賃借料 4,245
								17 備品購入費	1,000	事務所備品購入費 1,000
								18 負担金補助及び交付金	129,203	派遣職員人件費等負担金 128,412 地方公共団体情報システム機構負担金 45 全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金 50 情報処理システム研修受講費負担金 510 北海道電子自治体共同運営協議会負担金 10 その他研修受講費負担金 176
								24 積立金	25	財政調整基金積立金 25
2 事務所管理費	2,883	2,500	383				2,883	10 需用費	2,087	光熱水費 2,087
								11 役務費	4	保険料 4

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
							12 委託料	792	事務所等清掃業務委託料	792	
3 会計管理費	120	108	12				120	10 需用費	44	印刷製本費	44
								11 役務費	76	通信運搬費 手数料	75 1
計	208,563	192,347	16,216	5,737	0	1,153	201,673				

(項) 2 選挙費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	20	20	0				20	4 共済費	20	市町村総合事務組合負担金	20
2 広域連合 議会議員 選挙費	118	116	2				118	1 報酬	100	選挙管理委員報酬	100
								8 旅費	18	費用弁償	18
計	138	136	2	0	0	0	138				

(項) 3 監査委員費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 監査委員費	254	511	257				254	1 報酬	185	監査委員報酬	185
								4 共済費	10	市町村総合事務組合負担金	10
								8 旅費	59	費用弁償	59
計	254	511	257	0	0	0	254				

(款) 3 公債費
(項) 1 公債費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 利子	4	4	0				4	22 償還金、 利子及び 割引料	4	一時借入金利子	4
計	4	4	0	0	0	0	4				

(款) 4 諸支出金
(項) 1 他会計繰出金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療会計	2,371,104	2,919,590	548,486			210,269	2,160,835	27 繰出金	2,371,104	事務費繰出金 2,371,104
計	2,371,104	2,919,590	548,486	0	0	210,269	2,160,835			

(項) 2 償還金及び還付加算金等

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 償還金	1	1	0			1		22 償還金、利子及び割引料	1	1 国庫支出金等返還金 1
計	1	1	0	0	0	1	0			

(款) 5 予備費
(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 予備費	1,000	1,000	0				1,000	予備費	1,000	予備費 1,000
計	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000			

4 給与費明細書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	64	645	0	0	645	295	940	
前 年 度	64	650	0	0	650	295	945	
比 較	0	△ 5	0	0	△ 5	0	△ 5	

2. 一般職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	15	0	0	1,543	1,543	14	1,557	
前 年 度	15	0	0	6,977	6,977	10	6,987	
比 較	0	0	0	△ 5,434	△ 5,434	4	△ 5,430	

職員手当の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
	本 年 度	0	0	1,543	0	0	0	1,543
	前 年 度	0	0	1,511	0	5,343	123	6,977
	比 較	0	0	32	0	△ 5,343	△ 123	△ 5,434

5 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
広 報 事 業 業 務 委 託	939	—	—	令 和 7 年 度	939				939

令和6年

第1回定例会

議案第6号

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ970,346,668千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、19,500,000千円と定める。

令和6年2月13日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 167,990,903
	1 市 町 村 負 担 金	167,990,903
2 国 庫 支 出 金		323,835,367
	1 国 庫 負 担 金	235,732,567
	2 国 庫 補 助 金	88,102,800
3 道 支 出 金		84,045,645
	1 道 負 担 金	82,962,505
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1,083,140
4 支 払 基 金 交 付 金		367,963,727
	1 支 払 基 金 交 付 金	367,963,727
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		759,993
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	759,993
6 財 産 収 入		853
	1 財 産 運 用 収 入	853
7 繰 入 金		18,171,104
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,371,104
	2 基 金 繰 入 金	15,800,000
8 繰 越 金		7,576,355
	1 繰 越 金	7,576,355
9 諸 収 入		2,721
	1 預 金 利 子	2,536
	2 雑 入	184
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
歳 入 合 計		970,346,668

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療費		千円 969,928,369
	1 総務管理費	2,301,901
	2 保険給付費	967,031,282
	3 支払基金拠出金	595,186
2 公 債 費		4,619
	1 公 債 費	4,619
3 諸 支 出 金		411,680
	1 市 町 村 支 出 金	317,969
	2 償還金及び還付加算金等	93,711
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		970,346,668

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
給付等関連業務委託	令和7年度	千円 321,910
2次点検業務委託	令和7年度	29,804
債権管理システム保守業務委託	令和7年度	2,139
第三者行為求償業務委託	令和7年度	5,110

令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

目的

- ・ 後期高齢者医療会計歳入歳出予算の総額を定める。
- ・ 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を定める。
- ・ 債務を負担する行為をすることができる事項を定める。

概要

令和6年度後期高齢者医療会計予算は、次のとおり。

歳入歳出予算の総額	970,346,668千円
一時借入金の借入れの最高額	19,500,000千円

概要は、別添「令和6年度 北海道後期高齢者医療広域連合 予算の概要」のとおり。

【債務負担行為】

令和7年度における次の業務について、令和6年度中の契約が必要であるため、契約に係る債務負担行為を設定する。

ア 給付等関連業務委託	321,910千円
イ 2次点検業務委託	29,804千円
ウ 債権管理システム保守業務委託	2,139千円
エ 第三者行為求償業務委託	5,110千円

令和6年度

北海道後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療会計歳入歳出予算事項別明細書

※財源内訳欄中の一般財源は、一般会計繰入金（事務費繰入金）及び預金利子である。

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 市 町 村 支 出 金	1 6 7 , 9 9 0 , 9 0 3	1 6 1 , 2 6 7 , 8 6 7	6 , 7 2 3 , 0 3 6
2 国 庫 支 出 金	3 2 3 , 8 3 5 , 3 6 7	3 2 0 , 0 0 8 , 8 8 7	3 , 8 2 6 , 4 8 0
3 道 支 出 金	8 4 , 0 4 5 , 6 4 5	8 1 , 6 0 7 , 3 5 1	2 , 4 3 8 , 2 9 4
4 支 払 基 金 交 付 金	3 6 7 , 9 6 3 , 7 2 7	3 7 4 , 2 7 9 , 4 4 1	6 , 3 1 5 , 7 1 4
5 特別高額医療費共同事業交付金	7 5 9 , 9 9 3	5 7 2 , 1 7 5	1 8 7 , 8 1 8
6 財 産 収 入	8 5 3	9 0 4	5 1
7 繰 入 金	1 8 , 1 7 1 , 1 0 4	1 4 , 9 6 9 , 4 0 8	3 , 2 0 1 , 6 9 6
8 繰 越 金	7 , 5 7 6 , 3 5 5	1	7 , 5 7 6 , 3 5 4
9 諸 収 入	2 , 7 2 1	2 , 9 6 8	2 4 7
歳 入 合 計	9 7 0 , 3 4 6 , 6 6 8	9 5 2 , 7 0 9 , 0 0 2	1 7 , 6 3 7 , 6 6 6

歳出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療費	969,928,369	952,358,092	17,570,277	407,567,348		559,996,536	2,364,485
2 公債費	4,619	5,733	1,114				4,619
3 諸支出金	411,680	343,177	68,503	313,664		95,480	2,536
4 予備費	2,000	2,000	0				2,000
歳出合計	970,346,668	952,709,002	17,637,666	407,881,012	0	560,092,016	2,373,640

2 歳入

(款) 1 市町村支出金
(項) 1 市町村負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 保険料等負担金	91,605,872	85,028,089	6,577,783	1 保険料等負担金	91,605,872	保険料負担金 70,016,903 保険基盤安定負担金 21,588,969
2 療養給付費負担金	76,385,031	76,239,778	145,253	1 療養給付費負担金	76,385,031	療養給付費負担金 76,385,031
計	167,990,903	161,267,867	6,723,036			

(款) 2 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 療養給付費負担金	229,155,093	228,719,332	435,761	1 療養給付費負担金	229,155,093	療養給付費負担金 229,155,093
2 高額医療費負担金	6,577,474	5,367,573	1,209,901	1 高額医療費負担金	6,577,474	高額医療費負担金 6,577,474
計	235,732,567	234,086,905	1,645,662			

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	87,778,401	85,310,686	2,467,715	1 調整交付金	87,778,401	普通調整交付金 85,556,130 特別調整交付金 2,222,271
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	324,398	322,306	2,092	1 後期高齢者医療制度事業費補助金	324,398	健康診査事業費補助金 266,655 特別高額医療費共同事業費補助金 57,743
3 災害臨時特例補助金	1	1	0	1 災害臨時特例補助金	1	災害臨時特例補助金 1
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	288,989	288,989			廃目
計	88,102,800	85,921,982	2,180,818			

(款) 3 道支出金

(項) 1 道負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 療養給付費負担金	76,385,031	76,239,778	145,253	1 療養給付費負担金	76,385,031	療養給付費負担金 76,385,031
2 高額医療費負担金	6,577,474	5,367,573	1,209,901	1 高額医療費負担金	6,577,474	高額医療費負担金 6,577,474
計	82,962,505	81,607,351	1,355,154			

(項) 2 財政安定化基金支出金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財政安定化基金交付金	1,083,140	0	1,083,140	1 財政安定化基金交付金	1,083,140	財政安定化基金交付金 1,083,140
計	1,083,140	0	1,083,140			

(款) 4 支払基金交付金
(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者交付金	367,963,727	374,279,441	6,315,714	1 後期高齢者交付金	367,963,727	後期高齢者交付金 367,963,727
計	367,963,727	374,279,441	6,315,714			

(款) 5 特別高額医療費共同事業交付金
(項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 特別高額医療費共同事業交付金	759,993	572,175	187,818	1 特別高額医療費共同事業交付金	759,993	特別高額医療費共同事業交付金 759,993
計	759,993	572,175	187,818			

(款) 6 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	853	904	51	1 利子及び配当金	853	運営安定化基金利子収入 853
計	853	904	51			

(款) 7 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,371,104	2,919,590	548,486	1 事務費繰入金	2,371,104	事務費繰入金 2,371,104
計	2,371,104	2,919,590	548,486			

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 運営安定化基金	15,800,000	12,049,818	3,750,182	1 運営安定化基金	15,800,000	運営安定化基金繰入金(保険給付) 15,800,000
計	15,800,000	12,049,818	3,750,182			

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	7,576,355	1	7,576,354	1 繰越金	7,576,355	前年度繰越金 7,576,355
計	7,576,355	1	7,576,354			

(款) 9 諸収入
(項) 1 預金利子

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	2,536	2,829	293	1 預金利子	2,536	歳計現金預金利子 2,536
計	2,536	2,829	293			

(項) 2 雑入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 第三者納付金	1	1	0	1 第三者納付金	1	交通事故等賠償金 1
2 返納金	1	1	0	1 返納金	1	不正利得等返納金 1

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	182	136	46	1 雑入	182	雇用保険収入 その他雑入 181 1
計	184	138	46			

(項) 3 延滞金、加算金及び過料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	1	1	0	1 延滞金	1	延滞金 1
計	1	1	0			

3 歳出

(款) 1 後期高齢者医療費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	914,191	869,664	44,527	83,113		181	830,897	1 報酬	21,044	会計年度任用職員報酬 21,044
								3 職員手当等	9,473	期末手当 4,280 勤勉手当 3,596 通勤手当 1,597
								4 共済費	5,796	市町村総合事務組合負担金 12 会計年度任用職員社会保険料 5,784
								8 旅費	3,608	費用弁償 2,391 普通旅費 1,217
								10 需用費	427	消耗品費 300 印刷製本費 127
								11 役務費	271,394	通信運搬費 222,082 特定健診等データ管理手数料 47,312 第三者行為求償手数料 2,000
								12 委託料	432,510	2次点検業務委託料 24,836 給付等関連業務委託料 268,812 被保険者証等作成管理業務委託料 35,335 被扶養者情報集約・提供業務委託料 1,672

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
									医療費通知作成処理業務委託料 35,692 後発医薬品利用差額通知委託料 2,297 海外療養費レセプト作成業務委託料 235 研修等運営支援業務委託料 1,857 債権管理システム保守業務委託料 1,782 被保険者証等制度周知チラシ印刷業務委託料 44,185 マイナンバー保険証等コールセンター設置業務委託料 11,549 第三者行為求償業務委託料 4,258	
							13 使用料及び賃借料	31	使用料及び賃借料 31	
							18 負担金補助及び交付金	169,908	派遣職員人件費等負担金 169,500 北海道保険者協議会負担金 92 コールセンター利用負担金 170 研修受講負担金 146	
2 会計管理費	75,503	101	75,402				75,503 11 役務費	75,503	手数料 75,503	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
3 電算処理システム費	1,312,207	2,248,879	936,672				1,312,207	10 需用費	571	消耗品費	571
								11 役務費	9,757	通信運搬費 通信運搬費(標準システム機器更改対応事業)	4,466 5,291
								12 委託料	689,477	システム運用関連業務委託料 機器更改支援業務委託料	303,265 386,212
								13 使用料及び賃借料	579,882	システム機器等賃借料 データ使用料 システム機器等賃借料(標準システム機器更改対応事業)	310,393 225 269,264
								18 負担金補助及び交付金	32,520	中間サーバ運用保守等負担金	32,520
計	2,301,901	3,118,644	816,743	83,113	0	181	2,218,607				

(項) 2 保険給付費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 療養給付費等	946,151,281	942,136,507	4,014,774	405,537,433		540,613,848		18 負担金補助及び交付金	946,151,281	療養給付費 880,563,131 療養費 6,799,519 高額療養費 51,056,695 訪問看護療養費 6,513,275 移送費 416 高額介護合算療養費 1,049,462 外来年間合算療養費 168,783
2 審査支払手数料	1,948,197	1,770,792	177,405			1,948,197		11 役務費	1,948,197	審査支払手数料 1,948,197
3 特別高額医療費共同事業拠出金	817,736	630,973	186,763	57,743		759,993		18 負担金補助及び交付金	817,736	特別高額医療費共同事業拠出金 817,736
4 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	500	500	0				500	18 負担金補助及び交付金	500	特別高額医療費共同事業事務費拠出金 500
5 葬祭費	1,662,360	1,657,680	4,680			1,662,360		18 負担金補助及び交付金	1,662,360	葬祭費 1,662,360
6 保健事業費	3,359,394	2,830,816	528,578	1,748,345		1,465,671	145,378	12 委託料	3,359,394	健康診査業務委託料 1,030,861

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
									歯科健康診査業務委託料 119,073 一体的実施推進業務委託料 2,209,460	
7 運営安定化基金費	12,694,529	208,580	12,485,949	139,910		12,554,619		24 積立金	12,694,529	運営安定化基金積立金 12,694,529
8 道財政安定化基金拠出金	396,481	0	396,481			396,481		18 負担金補助及び交付金	396,481	道財政安定化基金拠出金 396,481
9 傷病手当金	804	3,600	2,796	804				18 負担金補助及び交付金	804	傷病手当金 804
計	967,031,282	949,239,448	17,791,834	407,484,235	0	559,401,169	145,878			

(項) 3 支払基金拠出金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 出産育児支援金	595,186	0	595,186			595,186		18 負担金補助及び交付金	595,186	出産育児支援金 595,186
計	595,186	0	595,186	0	0	595,186	0			

(款) 2 公債費
(項) 1 公債費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 利子	4,619	5,733	1,114				4,619	22 償還金、 利子及び 割引料	4,619	一時借入金利子	4,619
計	4,619	5,733	1,114	0	0	0	4,619				

(款) 3 諸支出金
(項) 1 市町村支出金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 市町村支 出金	317,969	252,476	65,493	313,664		1,769	2,536	18 負担金補 助及び交 付金	317,969	市町村長寿・健康増進事業等補助 金	317,969
計	317,969	252,476	65,493	313,664	0	1,769	2,536				

(項) 2 償還金及び還付加算金等

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 償還金	1	1	0			1		22 償還金、 利子及び 割引料	1 国庫支出金等返還金	1	
2 保険料還 付金	93,000	90,000	3,000			93,000		22 償還金、 利子及び 割引料	93,000 保険料還付金	93,000	
3 還付加算 金	700	700	0			700		22 償還金、 利子及び 割引料	700 還付加算金	700	
5 療養費等 還付金	10	0	10			10		22 償還金、 利子及び 割引料	10 療養費等還付金	10	
計	93,711	90,701	3,010	0	0	93,711	0				

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 予備費	2,000	2,000	0				2,000	予備費	2,000 予備費	2,000	
計	2,000	2,000	0	0	0	0	2,000				

4 給与費明細書

1. 一般職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	32	21,044	0	9,473	30,517	5,796	36,313	
前 年 度	32	21,501	0	12,009	33,510	5,511	39,021	
比 較	0	△ 457	0	△ 2,536	△ 2,993	285	△ 2,708	

職員手当の内訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	合 計 (千円)
	本 年 度	4,280	3,596	1,597	0	0	0	9,473
	前 年 度	4,201	0	1,956	0	5,740	112	12,009
	比 較	79	3,596	△ 359	0	△ 5,740	△ 112	△ 2,536

5 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 見 込 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
給付等関連業務委託	321,910	—	—	令和7年度	321,910				321,910
2次点検業務委託	29,804	—	—	令和7年度	29,804				29,804
債権管理システム保守業務委託	2,139	—	—	令和7年度	2,139				2,139
第三者行為求償業務委託	5,110	—	—	令和7年度	5,110				5,110